

規 約

群馬県アーチェリー協会

群馬県アーチェリー協会規約

《総 則》

第1条 (名 称)

本協会は、群馬県アーチェリー協会と称し、群馬県内におけるアーチェリー競技を統括し、且つこれを代表する団体である。

第2条 (事 務 所)

本協会は、群馬県前橋市昭和町三丁目24-9(2016.5.17改)に事務所を置く。

第3条 (目 的)

本協会は、アーチェリーの普及発展と競技力の向上を図り、健全なスポーツ精神を養い、体育文化の向上に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- 一 県内におけるアーチェリーの普及振興に関する一般方策の樹立とその展開。
- 二 『公益社団法人 全日本アーチェリー連盟』に群馬県を代表して加盟し連盟に協力してアーチェリー界発展に資すること。(2013.5.20改)
- 三 『公益財団法人 群馬県スポーツ協会』に群馬県のアーチェリー競技を代表して加盟し、県内体育文化の向上に資すること。(2013.5.20改)
- 四 群馬県アーチェリー選手権大会の開催及び各種競技会・講習会等の開催。
- 五 国内のアーチェリー競技会に対し、群馬県を代表する役員・選手の選定及び派遣。
- 六 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。
- 七 加盟団体所属会員の登録及び承認。
- 八 本協会公認以上の競技会における得点記録を認定し、それを保管すること。
- 九 常設射場の公認。
- 十 その他協会の目的達成に必要な事項。

《構成》

第5条（構成）

本協会は、加盟団体（以下支部と称す）の会員及び学校単位で登録している者をもって構成する。

第6条（支部）

支部とは、次の各号に該当するものをいう。

- 一 原則として県内に居住もしくは勤務（在学）する者により、地域を主体として組織し、同一郡市からは1団体とする。特例として職域としての組織も認めることができる。
 - ニ 会員を有し、代表を定め、文書をもって本協会に申請し、本協会理事会にて承認されたものをいう。（2015. 5. 18改）
- 2 各支部は、本協会規約・諸規定並びに総会・理事会の決定事項に従い、本協会発展に寄与しなければならない。

《会員》

第7条（会員）

会員とは、広くアーチェリーを愛好し、本協会の目的に賛同する以下の者で、理事会において承認された者をいう。

- 一 各支部に所属し、定められた会費を本協会に納入した者で、県内に居住もしくは勤務（在学）する者。
 - ニ 学校単位で登録している者。及びジュニア。（2005. 5. 1改）
 - 三 前各号にかかわらず、理事会で承認した者。
- 2 会員は、（公社）全日本アーチェリー連盟に競技者等登録をすることができる。（2013. 5. 20改）

第7条の2（準会員）（2009. 4. 26改）

以下の者は準会員として登録することが出来る。ただし、事務局扱いとして、会議への代表権・総会への参加権はない。

- 一 県内の中学校・高等学校を卒業し、群馬県外に生活する学生・社会人。
- 二 県内支部での登録・活動が困難な生徒・学生・社会人。

第8条（除名）

会員が次の事項に該当する場合は、総会の議決により除名することができる。

- 一 本協会の規約に違反し、会員としての義務を著しく怠ったとき。
- ニ 本協会の名誉を著しく傷つける行為（言動）をおこなったとき。

《役員》

第9条（役員）

本協会には次の役員をおく。但し、監事を除く役員は理事となる。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
(内1名は群馬県高体連アーチェリー競技専門部部长)
- 三 理事長 1名
- 四 副理事長 若干名(2015.5.18改)
- 五 理事 支部を代表する者 各1名
- 六 事務局長 1名
- 七 専門部長 若干名
- 八 監事 2名

第10条（役員選考委員会）

役員は、役員選考委員会（以下委員会と称する）で選考し、総会で投票により決定する。

- 2 前条第1項五号の理事は、各支部が委員会に推挙する。
- 3 委員会は、各支部代表1名の役員選考委員（以下委員と称する）、現役員、候補者により構成する。(2015.5.18改)
- 4 委員会は、会長が召集し、役員の任期満了1ヶ月前までに開催する。
- 5 委員長は、委員の互選とし、委員会の議長となる。
- 6 議決は、出席委員の過半数による。但し、同数の場合は議長の採決による。

第11条（会長）

会長は本協会を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。

第12条（理事長）

理事長は理事会の決定に従って、常務を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、これを代行する。

第13条（理事）

理事は理事会の決定に従って、常務の遂行に当たる。第9条1項五号の理事は、理事会の決定事項を支部会員に周知徹底する。

第14条（事務局長）

事務局長は、理事会の決定に従って、事務局を統括し、各専門部長との連絡調整に当たる。

第15条（専門部長）

専門部長は、理事会の決定に従って、担当する専門部を統括し、常務の遂行に当たる。

第16条（監事）

監事は、本協会の運営並びに会計全般にわたり監査し、総会に報告する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。
- 3 前第1項の報告をするため、必要に応じて理事会又は総会の開催を請求することができる。

第17条（顧問）

必要に応じて、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で推挙し、総会で決定し会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。

第18条（役員任期）

役員任期は、2年とし、再選を妨げない。

- 2 欠員及び増員による補充役員は、理事会の議決による。但し、次回総会までの代行とし、任期は、前任者の残任期間とする。

《 会 議 》

第19条（総会）

総会は、定例総会及び臨時総会として会長が召集し、理事長がその議長となる。

- 2 定例総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に召集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の2分の1以上の請求があったときに召集する。
- 4 総会出席者は、第9条に定められた役員及び代議員とする。（2009. 4. 26改）
- 5 代議員は、各支部1～10名の会員あたり1名とし、11名以上の会員がいる支部では10名につき1名を加える。（2009. 4. 26改）
- 6 代議員は、各支部にて選出し、総会日の10日前までに協会事務局まで氏名を提出する。代議員の任期はその総会日のみとする。（2009. 4. 26改）

第20条（総会附議事項）（2015. 5. 18改）

総会に附議する事項は、会日の30日前までに各支部の代表者に通知し、支部の代表者は代議員が決定後に通知しなければならない。但し、総会において出席した会員の3分の2以上の同意を得たときに限り、予め通知をした事項以外についても議決することができる。

第21条（2009. 4. 26改）

総会は、役員および代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第22条

総会の議決事項は、出席者（委任状は含まない）の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、議長の採決による。但し、第23条1項四・五号の決定は、3分の2以上とする。

第23条

総会は、次の事項を審議決定する。

- 一 役員を選任
- 二 予算並びに決算
- 三 事業報告並びに事業計画（競技会日程を除く）（2012. 5. 20改）
- 四 本規約の改廃
- 五 会員の除名
- 六 その他議決を要する重要事項

第24条（理事会）

理事会は、第9条の理事をもって構成し、会長が召集し、理事長が議長となり、本協会の全般的な運営に必要な事項を審議決定する。

- 2 理事が欠席する場合の代理出席は認める。但し、議決権は有しない。
- 3 理事会は、理事の2分の1以上の出席で成立し、その過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長の採決による。

第25条（議事録）

総会は議事録を作成し、議事録署名人2名が、これに記名押印する。

- 2 理事会は、議事録を作成する。
- 3 前1・2項の議事録は、事務局にて保管し、閲覧に供する。

《財産管理》

第26条（財産管理）

本協会の物品財産の管理は、理事長がおこなう。

《 会 計 》

第 27 条 (会 計)

本協会の会計は、会費・補助金・寄付金・事業収入及びその他の収入をもって運営する。

- 2 納入された会費は、返却しない。
- 3 会計処理は、別に定める規定による。

《 事業・会計年度 》

第 28 条 (事業・会計年度)

本協会の事業及び会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

《 事務局 》

第 29 条 (事 務 局)

本協会は、事務局を設け、別に定める事務局規定に従って会務の処理をおこなう。

- 2 事務局は、事務局長1名、事務局次長1名、事務局員若干名で組織する。
- 3 事務局次長及び事務局員は、事務局長が推薦し理事会で承認する。

《 専門部 》

第 30 条 (専 門 部)

本協会の事業を執行するため、以下の専門部を置く。

- 一 財 政 部
- 二 競 技 部
- 三 審 判 部
- 四 強 化 部
- 五 高 校 部

- 2 各専門部は、部長1名、委員若干名で組織する。
- 3 委員は、部長が推薦し、理事会で承認する。
- 4 専門部の事務分掌規定は、別に定める。
- 5 年度途中での設置及び廃止は、暫定処置とし、次回の総会で決定する。

《委員会》

第31条（委員会）

本協会の事業を執行するため、以下の委員会を置く。

- 一 称号・段級位審査委員会
- 二 各種委員会

第32条（称号・段級位審査委員会）

称号・段級位審査委員会の構成・運営については、（公社）全日本アーユリー連盟の称号・段級位審査委員会規定を準用する。（2013. 5. 20改）

第33条（各種委員会）

各種委員会は、必要に応じて理事会の決定により設置し、その目的の完了をもって解散する。

《付 則》

第34条（規定）

本規約にいう別に定める規定は、理事会で決定する。

- 2 前項の他、本規約の施行について必要な事項は、理事会の議決をもって別に定める。

第35条（施行期日）

本規約は、1980年 4月 1日より施行する。

本規約は、1993年 3月 7日改正施行する。

本規約は、1997年 4月27日改定施行する。

本規約は、2005年 5月 1日改定施行する。

本規約は、2006年 4月30日改定施行する。

本規約は、2009年 4月26日改定施行する。

本規約は、2010年 5月 7日改定施行する。

本規約は、2012年 5月20日改定施行する。

本規約は、2013年 5月20日改定施行する。

本規約は、2015年 5月18日改定施行する。

本規約は、2016年 5月17日改定施行する。